



總論

第1章

国土緑化運動の歩み

1. 「荒れた国土に緑の晴着」で始まる緑化運動

●概要

我が国の緑化運動は、昭和9(1934)年の「愛林日」の設定などにより第2次大戦前に既にその黎明期を迎えていた。毎年4月2日～4日を「愛林日」として植樹祭の開催などにより植樹の重要性を国民に呼びかけたもので、戦局が急を告げる昭和19年まで継続された。しかし、こうした戦前の運動は、どちらかと言えば国および林業関係者主導の性格が強く、国土緑化が真の意味で全国的な運動まで高まったのは、やはり戦後のことと言わねばならない。

その嚆矢となったのが終戦直後の昭和22(1947)年に結成された「森林愛護連盟」であった。「荒れた国土に緑の晴着を」という全国的な願いを実現すべくこの組織はやがて昭和25年「国土緑化推進委員会」として正式に発足し、爾来今日まで国土緑化運動の中

核体としての役割を担っている。

(1) 国土緑化運動前史

「いにしゑの人が植えけん杉が枝に霞たなびく春は来ぬらし」(万葉集十卷)。日本人は古くから木を植え緑を絶さぬ民族と言われている。田畑を飛砂から守るために海岸林を造成し、洪水防止のために地域の人々が力を合わせ木を植え継いできた輝かしい伝統を有する。しかし、国民が力を合わせ一斉に木を植えるといった緑化運動や近代的な思想を日本が学んだのは、米国人バードジー・グラント・ノースロップ博士が明治28(1895)年に来日した際、時の文部次官牧野伸顕にアーバーデー(愛林日)の精神を説いたことが発端である。

アーバーデーは明治5(1872)年、ネブラスカ州の州民全員で植樹をしたのが始まりである。当時アメリカでは農地開拓のため森林が切り倒され、洪水や日照で農業が打撃を受けていたため、ネブラスカのアーバーデーを全

米に広めようとしたのが彼である。州の教育委員長である彼は、植樹を経済的要因ではなく学校の教育的事業として重視した結果、米国内の全学校の特別実科として取り入れられることとなった。

牧野文部次官は早速その年の全国師範学校長会議でアーバーデーについて講演し、これを実行するよう訴えた。明治政府は、同年の11月30日を「学校植林日」とし全国小学校で植林を実行に移すこととなった。以降、大正から昭和にかけて各地で「愛林日」や「植樹の日」が設けられ、いわゆる緑化運動が次第に活発化していった。

昭和8(1933)年、当時の大日本山林会会長和田国次郎氏を中心となって「愛林日設定委員会」を設け、愛林思想の普及啓蒙の方法を協議した結果、毎年4月2日、3日、4日の3日間を「愛林日」と定め、森林愛護と植林の推進を図ることとした。翌9年より全国統一的な「樹木植栽日」として実践することとなり、ポスターやビラを作成して配付し、苗木の無償配布も行われた。第1回愛林日には茨城県筑波山にある国有林で記念植樹が行われ、国民の間に愛林思想が急速に浸透していった。

国庫からの補助もあり、全国的に盛り上がった愛林日の運動は戦局が激化する中においていろいろな困難と戦いながら昭和19年まで愛林日記念植樹行事として続けられた。

(2) 森林愛護連盟の結成

「国破れて山河あり」。戦いに敗れたわが祖国に残されたものはみどりを失った森林と荒廃の極みに達した国土であった。戦争資材確

保のための緊急伐採に加えて戦災復興用材、薪炭供給のための伐採が続行された。これら過伐、乱伐による山林の惨状は造林未済地面積150万haをみても明らかである。

このように山の緑は失せても、日本国民から緑化思想は失われていなかった。戦後の混乱のなかで、大日本山林会、興林会、日本林業会、日本治山治水協会、帝国森林会、林友会の6団体が会員となり、徳川宗敬貴族院副議長を会長として「森林愛護連盟」が昭和22(1947)年に結成された。その連盟規約には、「森林愛護思想の普及昂揚、森林愛護運動を通して森林資源の増殖並びに国土保安の目的を達成する」としている。

昭和22年4月4日、これまで中断されていた愛林日行事を森林愛護連盟が再開することとなり、都下南多摩郡にあった皇室林野局林業試験場で東宮殿下のご来臨をえて、記念植樹が行われた。戦後国土緑化運動の復活である。

次いで昭和23年には行事の規模を拡大し、東京都青梅町天神平へ天皇皇后両陛下の行幸啓を招聘し、受け入れられた。このことは、戦後復興への国民の働きを親しく励まそうと思いつめておられた昭和天皇の御意志であったと伝えられている。このようにして愛林日の植樹行事は、両陛下を農林大臣・東京都知事等が御先導する大行事となった。なお、当時はアメリカの占領下であったため、このような行事を行うにはGHQ(連合軍総司令部)の了解が必要であった。しかし、天然資源局林業部の幹部が林学士で占められていたことが幸いして、万事円滑に運んだ。行事には彼らも家族同伴で参加して異彩を添えてくれ

た。この日の成功は、連綿として現在に至る全国植樹祭の原型を形づくったものといえる。翌24年も、同様に神奈川県箱根仙石原で実施された。

(3) 国土緑化推進委員会の創設

この頃の国民生活は、終戦後早々と混乱期が去り、一応の落ち着きを取り戻していた。にわかづくりであった愛林運動の組織を全国に根を張り、枝葉を伸ばす本格的な組織に発展させようという議論が期せずして関係者の間でされはじめた。

昭和25(1950)年1月30日、衆参両院の決議にも促され、国土緑化運動を一大国民運動として展開するため、森林愛護連盟を解消させ、新しい組織として「国土緑化推進委員会」が設立された。「森林資源を造成し、環境を緑化し、文化日本の再建に資するため一大国民運動を展開する」ことを目的とする国土緑化推進委員会の長には国民の代表である衆議院議長を推戴することとなり、初代委員長に幣原喜重郎議長の就任を得、以来今日まで(昭和42年8月社団法人に改組後は会長と呼称)この伝統は続いている。委員会は多数の両院議員に常任委員として加わっていただき、林業団体代表、地方自治体代表、学識経験者、報道機関代表者等で構成され、会務の執行は常任委員若干名を委嘱して行われた。初代常任委員長の村上竜太郎専門委員は昭和9(1934)年の愛林日設立を提案した当時の農林省山林局長である。

「荒れた国土に緑の晴れ着を」をスローガンとしたこの運動は、地方における組織化を促すこととなり、国土緑化運動の直接の実施

母体として中央の国土緑化推進委員会の会員でもある「地方緑化推進委員会」が逐次組織されるようになった。

国土緑化運動は国民自らの手で緑を復活させようとする純然たる国民運動である。将来とも民間の自主的な意志によって運動を展開してゆくこととし、その財源も民間機関からの拠出金と緑の羽根募金による貴重な浄財によって運営することとした。事実、昭和40(1965)年度に国庫補助(2,000千円)が交付されるまで10数年間に亘り政府の援助はなく、運動が展開された。この基本理念が21世紀への課題でもある「国民参加の森林づくり」運動に底流で胎動していたわけであるが、その先見性は賞賛に値する。ついでながら、昭和25年まで「緑化」という言葉は林業関係者の間で、たまに用いられていたに過ぎず、一般の辞書にもものっていない。このとき国土緑化推進委員会の名称に「緑化」という言葉が採用され市民権を得てそのあと普通用語になった。

(4) 三大国土緑化運動の開始

わが国の国土緑化運動は、先に誕生した国土緑化推進委員会の諸活動と、明治28年をスタートとする学校林運動との二つの形態をとって推進されたと言える。

国土緑化推進委員会の活動は、沿革的には戦前の愛林日の諸行事(記念植樹、記念講演)、戦後の森林愛護連盟および全国観光連盟共催の愛林週間の諸行事を受け継いだものである。内容的には、①天皇皇后両陛下の行幸啓を迎え行う「植樹行事ならびに国土緑化大会」(全国植樹祭)、②緑の羽根募金運動、③学校

林運動である。特に学校林運動は、木を植える実践運動であると同時に学童の心の緑化を目的として戦後カリキュラムの一つとして発展したものである。

① 植樹行事ならびに国土緑化大会（全国植樹祭）

これまで、天皇皇后両陛下のご臨席のもとで実施されてきた記念植樹は、国土緑化推進委員会の創設以降「植樹行事ならびに国土緑化大会」として本委員会と開催都道府県との共催方式で挙行されることとなった。国土緑化運動の中の最大の行事である「植樹行事ならびに国土緑化大会」が、「全国植樹祭」の名称で開催されるようになったのは、昭和45(1970)年第21回福島県開催からである。この行事においては、特に天皇皇后両陛下のお手植え、お手まきが行われることもあって国民の植樹意欲を喚起し、緑化運動への盛り上がるの大きな契機となっている。

ちなみに、第1回全国植樹祭は昭和25年4月4日、山梨県甲府市片山恩賜林で当時の国土環境を象徴する「荒廃地造林」をテーマに行われた。大会には、東京から農林・文部等の各大臣をはじめ、国会議員、各界代表など多数の関係者が特別列車“緑の列車”を編成して甲府に向かったと記録されている。

② 緑の羽根募金運動

春になると「緑の羽根」を思いうかべる。数年前からはじまっていた赤十字募金の赤い羽根にならって緑の羽根を考案しはじめられた“緑の羽根募金”は、国土緑化運動のシンボルそのものであった。性格上、各都道府県が募金主体となり、児童・生徒、婦人団体、青年団体、宗教団体等々の奉仕によって街頭

で募金されたほか、官公庁、会社などでの募金も行われた。募金はこれを募金奉仕者に還元して植樹が進められていたが、集められた浄財は国民から緑化するために預かっているものであり、植樹その他緑化推進に限定的に使用されたのは当然と言える。

昭和25年4月から始められた募金運動は、春の風物詩として定着し、多くの国民の支援のもとで国土緑化に大きな役割を果たしながら今日まで継続されている。

平成7(1995)年から開始された「緑の募金」（「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」）と異なり、緑の羽根は募金そのものが主たる目的ではない。緑の羽根募金運動は、募金箱に十円硬貨を入れる行為そのものを契機に、森林に思いを馳せ、水を考え、緑を考え、そして国民自らの行動様式そのものをも変えることである。まさに国民運動の原点と言える。

ちなみに、昭和25年の募金額は2,200万円、28年には1億円を超え、50年後の今日では24億円となっている。

③ 全日本学校植林コンクール等

学校植林は、明治28(1895)年のノースロップ博士の来日にさかのぼり、戦時中も学校造林の掛け声の下、一応その形を維持していたが、細々と息をつないでいたのが実情であった。戦後愛林運動の再出発を契機にこれを教育改革に結びつけ、復活させようと昭和24(1949)年文部・農林両省で検討の結果、「学校植林5ヶ年計画」が作成された。国土緑化推進委員会の発足1年前であった。そこで、国土緑化推進委員会発足を機に、この学校林を緑化運動のウィングにするため、当委

員会と読売新聞社が共催で「全日本学校植林コンクール」を実施することとなり、優秀校の表彰制度が開始された。これにより各地方で比較的地味に行われていた学校林がマスコミの脚光を浴びることとなり、小・中・高それぞれで新教育制度に基づくカリキュラムに組み入れられ、画期的な植林意欲が高まると同時に緑化運動の輪が広がった。コンクール審査に当たっては、教育的内容は文部省、実践的部分は農林省の関係者が主として委嘱された。学校植林を通じて、勤労、忍耐、協調、融和、勤勉の精神が培われ、自然愛護の精神へとつながっていった。この学校植林コンクールが、日本の将来を担う青少年の心に広く、深く緑化思想を植えつけ、国土緑化運動の最も重要な基盤を形成し、さらに緑の少年団の結成へとつながっていった。ちなみに昭和25年の学校植林の実施校5,400校、植林面積10,000haであった。

このほか、緑化ポスター、標語、緑の歌等の「公募」あるいは「コンクール」が次々に企画実行された。これらはいずれも緑化思想そのものを心に植えつけることに大きな役割を果たしている。国民運動というとてもないテーマに挑戦する要諦は普及啓発の在り方である。昭和25年にはじまった各種の公募、コンクールという普及啓発ツールは、その後、緑化推進運動功労者内閣総理大臣賞へと繋がり、表彰・顕彰制度の頂点となっていく。

2. 飛躍・発展する緑化運動

●概要

「全国植樹祭」を中心とする国土緑化運動

は、豊かな国土の源である森林・緑を形成するための一大国民運動として展開され、緑化思想の普及啓発をおもな柱として造林未済地の解消等戦後の緑化推進に大きな役割を果たした。特に国民の間に急速に浸透した「緑の羽根」募金運動は主として荒廃した国土の植樹資金に充てられ、各地方の水源地、災害防止林、公有林などの整備に役立てられた。

当初は、戦中・戦後に乱伐された森林や荒廃地等への植樹を中心とした緑の回復に重点が置かれていたが、この時期（昭和30年代）は言うなれば運動の発展・拡大に当たり、経済成長と共に拡大造林の推進など生産性の高い森林の造成へと運動の重心が移っていった。こうした運動の伸長の背景には地方の緑化推進委員会の拡充、強化等足腰の強い全国運動体制の整備が図られたことがある。

(1) 全国植樹祭－国土緑化運動の中心的行事－

昭和25年緑化運動を一大国民運動とするため、国土緑化推進委員会が設立され、第1回「植樹行事ならびに国土緑化大会」が前述の通り山梨県で開催されて以来、国土緑化運動の中心的行事として毎年継続して実施され、緑化運動の拡大発展の原動力となった。

① 植樹行事の継続

第1回の植樹行事以来、その年の緑化運動のスローガン、あるいは植栽の場所に象徴される林業施策上の要請などにちなんで、「大会テーマ」を掲げることとされた。

各年の大会テーマをみて気付くことは、全国植樹祭が行われたそれぞれの時代の特色や背景がそこに浮き彫りにされていることである。すなわち、おおまかな表現ではあるが、

昭和20年代は荒廢地の復興のための造林が盛んにうたわれ、つぎに緑化運動の一翼を担う学校植林等がテーマの一角に姿をみせつつ昭和30年代から40年代にかけて「拡大造林」「林種転換」など経済成長に応える資源の充実を意図するものに変化している。昭和42(1967)年には拡大造林と並んで環境緑化が登場する。すでに、この頃は造林の進展を軸に緑化の実があがる一方で公害問題が深刻化する情勢を迎えていた。これらを受けてテーマも46年以降ほとんど「環境」や「自然」、「緑の文化」、「未来」、「地球」などが織りこまれている。同じように樹種についても発足当初はお手植え、お手まき樹種ともスギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹中心だったものが、46年にはお手まきの樹種に広葉樹が選ばれ、これから以降広葉樹のウエイトが高まっていく。戦後の森林、緑に対する価値観の変化が植樹祭にかける期待となってテーマに具現していると言える。

② 植樹行事から全国植樹祭へ

毎年両陛下のご臨席の下、開催される全国植樹祭を契機に国土緑化運動の輪は広がり、世界に冠たる1,000万haの人工林を造成した成果は大いに評価されなければならない。この植樹行事は昭和45年の第21回大会から「全国植樹祭」と名称を変更し実施された。単なるお祭りではないとの意見に配慮しつつも、すでに通称とされていたことや一般に受け入れ易いものとし、更に発展を図るとの決意がそこにあった。また、参加人員は当初1千人程度であったが、毎年増加し、名称変更時の40年代半ばには1万人を超えるまでに拡大発展してきた。従って、全国植樹祭の会

場は、当初は植栽木が将来地域住民の憩いの場として良好な環境を構成しうるよう選定されたが、近時、都市公園が会場とされる例もみられるが、県民の森、森林公園などとして管理される事例が多くなった。

長い行幸啓の歴史の中で、皇后陛下には昭和53年の第29回(高知県)と58年の第34回(石川県)以降行啓はお取りやめとなり、また、63年の第39回(香川県)は皇太子同妃殿下のご名代で行われ、平成元年の第40回以降は現在の天皇皇后両陛下のご臨席の下で行われ二巡目の今日に引き継がれている。

出席国務大臣としては従来からの農林・文部大臣、郵政大臣の他、昭和58(1983)年からは緑化推進連絡会議議長として官房長官が加わり、都市公園が会場となった61年、62年、平成2年には建設大臣が出席された。

③ 二巡目を迎える全国植樹祭

51回と回を重ねて継続実施された全国植樹祭は、われわれ日本国民が築き上げた有形無形の財産である。緑化思想そのものは国民の心に深く根を下ろし、更に21世紀へ向いたい幹と生き生きとした枝葉を伸ばして行くものと確信される。

昭和56(1981)年奈良市平城京で行われた第32回(奈良県)全国植樹祭は、初めて平地都市部で行われた。61年の第37回大阪府、62年の第38回佐賀県では、会場地として都市公園が選ばれた。40年代から次第に強調されてきた環境緑化の要素に一段と時代の重み加わったと言えよう。平成に入って全国植樹祭をより開かれたものとするをねらいとした検討も行われ、平成3(1991)年の第42回(京都府)から次のような手直しが行

われることとなった。

- 1) 従来両陛下のいわゆるご垂範のお手植えのあとで、参加者植樹が行われていたものを、両陛下に合わせて参加者もともに植える。
- 2) 天皇陛下の「おことば」に対する大会会長の答辞及び大会会長発声による万歳三唱は式典行事の項目としない。
- 3) 従来参加者は招待者だけだったものを公募による参加者を加える。
- 4) 式典前日の懇親会に新たに両陛下のご臨席をいただく。
- 5) 国際化の時代に対応し、更なる国際色を取り入れる。

二巡目の見直しに先立ち手直しが行われた京都府植樹祭は、以降の式典行事の流れを変える特記すべき節目となった。

平成5年の第44回（沖縄県）は、一巡目の最後の全国植樹祭である。激戦地跡の不発弾処理から会場整備が行われ「荒れた国土に緑の晴れ着を」を地で行く、まさに緑化運動の原点に立ち返った植樹祭となった。

二巡目の全国植樹祭を迎えるに当たって、国土緑化運動のさらなる深化定着のため、その継続実施は万人の望むところであるが、検討整理する事項があった。すなわち、地球環境問題の台頭など、森林・緑に対する国民の関心が極めて多様化している現在、「木を植える」という国民運動としての全国植樹祭の意義・役割は何か。あわせて、これまでの長い実施過程で議論のあった諸問題、例えば、会場立地や造成の在り方、式典行事や樹種選定を含めた植樹の在り方、参加者の規模・範囲等についての考え方を整理しておく必要が

あった。これらの課題に対して、学識経験者で構成される「全国植樹祭に関する懇談会」が組織され、一定の結論の下、二巡目の全国植樹祭のスタートを迎えることとなった。特に二巡目の全国植樹祭に際して、①「木を植えること」は、国際的キーワードになっている持続可能な資源造成、さらには持続可能な森林経営の原点であるとの認識が極めて重要であること、②21世紀のテーマ「人と森との共生」を実現するためには森林づくりに参加を求める実践と継続の重要性が更に倍加していること、等が指摘された。

全国植樹祭二巡目のトップは平成6（1994）年（兵庫県）の第45回大会で、テーマを「森の緑で心の豊かさを」と設定、会場の複数方式の採用、参加者公募方式の継続や外国人の参加、全国そまびと競技大会等様々な工夫のもとで新しい全国植樹祭が挙行された。

今年平成12（2000）年は国土緑化運動50周年の節目の年に当たる。人類共通の願いである世界の平和を各国から寄せられた樹木に託した「国際平和友好の森」や次代を担う子供たちが自ら育てた苗木を持ち寄って植樹する「樹のホームステイ」などが全国植樹祭を舞台に実行されている。これらは戦後の荒廃した国土の復旧、未立木地への造林といったかつての植樹祭が目指したものと異なるものである。しかし、前述したように「木を植えること」の必要性と重要性は決して変わるものではない。熱帯林の減少や砂漠化の進行など地球規模での環境問題を考えるならば「地球サミット」を持ち出すまでもなく、国際運動としての植樹活動が望まれる。その意味で、わが国の緑化運動はまさに「輸出」に値する

程のものであるが、そのバックボーンをなす大きな要因は全国植樹祭の連綿たる歴史である。「地球環境時代」を視野に入れながら、緑化運動の中心的行事である全国植樹祭を意義あるものとして21世紀に引き継いでいかなければならない。

(2) 緑の羽根募金運動

緑の羽根——それは戦後いち早く始まった緑の復興のシンボルであった。この緑の羽根募金運動は関係者の努力によって、昭和25年発足以来、「緑の募金法」の制定を促すまでのほぼ50年間営々として続けられ、春の風物詩として国民に親しまれてきた。

① 国土緑化運動のシンボルとしてスタート

戦後の^{すさ}荒みきった人心と社会混乱のなかから、国土復興に立ち上がった人々が痛感したのは、荒廃した国土に緑を取り返すことであった。昭和25年、各界各層の熱意の結集によって国土緑化推進委員会が発足するに及んで、国土緑化は一大国民運動として展開されることとなった。

そのシンボルとして繰り広げられることになったのが、国土緑化推進委員会の初仕事として企画実行された「緑の羽根」募金運動である。それはまさに、ユトランド半島をみごと緑あふれる大地に変えたダルガス父子の拳国造林の故知をほうふつさせるが、緑の羽根の街頭募金は、緑に対する国民の理解と協力を呼びかけたわが国初の試みであった。昭和25年、国土緑化推進委員会は、まず東京都内において募金を行うため、連合軍総司令部、農林・文部両省の了解を得て、鮮やかな色彩の緑の羽根130万本を準備し、活動を開始し

た。また、地方に対しても趣意書「緑の羽根街頭募金について」を作成配布し、実施を呼びかけた。募金活動の先頭に立ったのは児童・生徒及び婦人団体、青年団などの奉仕グループであった。

これを契機に全国各地に緑化推進委員会が設置され、植樹祭に、緑の羽根街頭募金に、様々な活動が繰り広げられ、緑化思想の定着、深化が図られることとなった。

② 定着していく緑化思想

全国津々浦々で活発に展開された緑の羽根募金運動は、急速に実績を伸ばし、昭和25(1950)年に2,200万円(現在の消費者物価指数換算では約1億5,000万円)であった募金額が、わずか3年後の昭和28年には1億円(現在の消費者物価指数換算では約5億5,000万円)を突破した。そして昭和39(1964)年には、15年間の累積募金額が約17億5,000万円に達した。この緑の羽根募金の驚異的な伸びは、国民の間に緑化思想が急速に浸透していったことを物語っている。

その間、運動を盛り上げるため、種々の工夫がなされた。昭和27年には「緑の羽根」の歌詞を公募し、昭和35年にも緑化運動10周年を記念して再度歌詞募集が行われた。一方、緑の羽根のほかにも、各都道府県ではそれぞれ趣向をこらしたバッジを作製してバッジ募金を行い、さらに緑の鉛筆による募金も行われた。これまで街頭募金が主力をしめていたが、町内会、商工会、PTAなど地域住民各層からの奉仕による募金活動網の拡大に努めつつ、家庭募金の導入にも意を用いてきた。

こうして集められた浄財は、いわば国民から国土を緑化するための苗木代を預かってい

るようなものであった。植樹等緑化推進のみに使用されるもので、他には一切流用することが許されないのは当然である。

緑の羽根に寄せられた国民一人一人の温かい真心は、募金主体となった各都道府県を通じ水源林、災害防止林、公有林、学校林、公園、街路等の緑化に役立てられた。

③ 環境緑化に対する緑の羽根募金

高度経済成長期に入って、わが国は工業国家として飛躍的發展を遂げ、国民経済の伸長も著しいものがあった。しかし、反面、公害の影響ともいふべきものが国民生活に負のかかわりをもたらした。改めて「清い水、きれいな空気、すがすがしい緑」の有難さが認識されはじめ、国土緑化運動の象徴ともいふべき緑の羽根募金は、環境緑化の側面からも重要さを増していった。

昭和40年代後半になると全国の都道府県で小・中・高校の児童・生徒を対象に、「緑の少年団」が次々に組織され、緑の羽根募金や緑化活動の主役になった。

この時期の緑の羽根募金により集められた浄財は、水源林や災害防止林などの造成のほか、快適な生活環境づくりのための公園、街路、学園、工場、福祉施設などの緑化に使われた。最近では、植樹だけでなく、「緑の少年団」の育成、苗木配付会、シンポジウム等の緑化行事などソフト事業にも役立てられている。

④ 新たな緑の羽根募金運動

昭和50年代から60年代に入ると、経済・社会の成熟化に伴う価値観やライフスタイルの変化など森林・緑に対する国民の要請は、ますます多様化、高度化していった。一方、

木材価格の構造的停滞、林業労働力の減少等林業者のみの努力では国民の新たな期待に応える森林づくりは困難となってきた。

昭和58(1983)年に設置された「緑化推進連絡会議」(議長内閣官房長官)の実施方針の一つに「積極的な緑の羽根募金運動」が取り上げられ、林業関係者を勇気づけた。

さらに、昭和60年には、(社)国土緑化推進委員会内に「21世紀の^{みどり}森林づくり委員会」(座長 水上達三)が設置され、「国民一人ひとりが森林を自分のものとして考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森林づくりに参加する国民運動」が提唱された。そして、それを具体的に推進するため、昭和63(1988)年3月、(社)国土緑化推進機構に「緑と水の森林基金」が創設され、その造成期間である昭和63(1988)年から5年間に限っては、緑の羽根募金も協力することとなった。

以上のような「国民参加の森林づくり」を推進するための活発な動きの中で、昭和63年に、緑の羽根募金の倍增計画が提唱され、募金キャンペーンを積極的に実施することとなった。同年3月1日には、佐藤農林水産大臣が閣議において緑の羽根募金への協力を各省庁に要請するとともに、同日、総理官邸において、ミス東京による竹下総理大臣への緑の羽根の着胸を行うなど新たなキャンペーンが展開された。

これらの募金運動の積極的な展開により、昭和63年には、約9億5,000万円の募金額となり、昭和25年以来の総額は120億654万6,000円に達した。また、昭和25年からこれまでに、緑の羽根募金を活用して植栽された苗木本数は、延べ約5億本にものぼっており、

このうち学校林造成や学園緑化のための苗木は約4,000万本、公園・街路用緑化木は1,000万本、「みんなの森」や工場・福祉施設等の緑化に使用された苗木は約4億4,000万本となっている。

⑤ 「緑の羽根」から「緑の募金」へ

国民の祝日「みどりの日」制定を機に、「国民参加の森林づくり」という新たな緑化運動が開始された。平成元(1989)年は緑の羽根募金運動が40周年を迎えたこともあり、100億円を年間募金目標とする「グリーンウェーブ100計画」が提唱された。この計画の実現のためには、まさに国民総参加の「緑の羽根募金」を展開することが肝要であった。

そのような観点から「緑の羽根募金活性化要綱」等も制定され、これまでの国土緑化運動のシンボルとしての「緑の羽根」が集金マシーン化するなど大きくその性格を変えていったと言えよう。

平成4(1992)年地球サミットにおける「森林の原則声明」の発出、林業白書における森林機能の外部経済効果39兆円のアピール、山村問題研究会の開催等緑の財源問題が顕在化した。この時期は、国内外において森林・林業への熱いエールが送られた時期でもあった。すなわち、人類共通の財産ともいべき森林の保護・保全は、国や自治体そして山村の人々にだけ委^{まか}せておくべきものではないとする国民的コンセンサスの形成そのものであったと言える。このような動きを把え究極の国民参加の森林づくりシステムとも言える「緑の募金法」が平成7(1995)年に制定された。「緑の羽根」も「赤い羽根」なみに法的根拠を付与されたと言えよう。新たな国土緑

化運動の始まりである。

(3) 学校植林運動の展開

昭和23年、経済安定本部において策定された総合的な経済復興計画の一環として240万haの造林5ヶ年計画を実行することとなった。この計画実施に当たり一大国民緑化運動を展開することとなり、特に学校に対しては文部・農林両省協議の上、昭和24年以降毎年1万ha5ヶ年間5万haの第1次学校植林5ヶ年計画が計画された。

昭和25年、国土緑化推進委員会の誕生を契機に全日本学校植林コンクールが実施され、学校植林運動の推進に大いに裨益することとなった。第1次5ヶ年計画は昭和28年にはおおむね当初の目標を達成することとなった。一般の造林がようやく盛行をみるに及び学校植林に対する評価も、植林事業への青少年の積極的な協力から学校教育への貢献へ次第に比重が移ることとなった。

昭和29(1954)年から始まる第2次5ヶ年計画は学校植林のほか、環境緑化も加え学校教育の一環として緑化活動を位置付けた。植林面積は年々減らしながら昭和33(1958)年第2次5ヶ年計画は終了したが、昭和35(1960)年三たび文部・農林両事務次官通達が発せられ、学校における緑化活動を以降永続的活動として実施することを再確認した。昭和45(1970)年までの実績は8万ha、参加生徒数1,100万人に及んで、教育上及び国土緑化運動上きわめて大きなものであった。

以降、国土緑化推進委員会では定期的に学校林の現状を明らかにし、新たな励ましを与え、学校林全体の水準を高め、コンクールの

継続実施を通じ、国土緑化運動のウィング拡大に努めてきた。

(4) 多様な緑の増殖運動

森林のみに限定せず、都市、農村に到るまで多様な緑化運動が展開され、荒廃した国土に緑がよみがえり各種記念植樹の実践、身の廻り等多様な緑の増殖が図られていった。“植樹行事ならびに国土緑化大会”や“緑の羽根募金”を軸とする強力な普及啓蒙運動の賜であり、緑化運動がめざした「植樹の奨励と実践」は創意工夫にみちた幅広い持続的な運動によってはじめて可能なことは昔も今も変わらない。

① 年間を通じた運動

緑化運動を効果的に実施するため「春の緑化強調期間」を設定し、中央地方一体となって集中的に啓蒙運動を展開した。特に地方における独自の植樹行事、羽根募金、苗木市の開催、緑の羽根募金を原資とする苗木無償配布などは大きな効果をあげた。夏季には、植栽樹手入運動、秋季には植林地手入コンクールが行われ、樹木の育成運動に大きな効果をあげた。さらに、冬季には森林火災の防止活動、森林保護運動が実施され、また、昭和28年頃からクリスマス・ツリーと門松の自粛運動を市町村を運動体として展開し、樹木保存にも努めた。

この他座談会、講演会、映画会、幻燈会等の開催、ポスター、リーフレット、啓蒙冊子等の配布、児童・生徒を対象とした緑化ポスターの原画募集や緑化作文、標語募集、緑化弁論大会なども催された。また、緑化推進委員会のマーク、緑化の童謡、歌謡の募集まで

行われた。

② 各種記念植樹の提唱

我が国の記念植樹は、景行天皇の行幸記念として植えられたと言われている「本庄の樟」（福岡県上城井村）をはじめ美しい伝統と古い歴史を持っている。

国土緑化運動の一環として国土緑化推進委員会を中心に広く全国的に記念植樹を提唱し、各種行事等を記念する造林事業が進められた。

(1) 講和条約締結記念植樹

昭和26年、国民待望の講和条約が締結されたのを記念して、森林資源の造成と国土の保全を図り、日本文化の再建に役立てることを目的に挙国記念造林ともいえる一大国民運動を展開した。森林地帯はもとより、街路、鉄道沿線、海岸、公園、学園、職場、家庭、病院、河岸等あらゆるスポットにも植樹が実施され、停滞していた造林事業も軌道に乗った。記録によると、県行造林1万、市町村造林7万、学校植林2万、計10万haの造林が行われた。

(2) 新市町村建設記念植樹

昭和29(1954)年、市町村合併促進法の制定を記念して合併市町村の人心融和を図る新市町村建設記念造林が実施された。特に市町村が主体となったこの記念造林実践運動は、公園、学校等の記念植樹をも誘発し、風致、観光面を通じた住民の生活向上、環境緑化の面でも大きな成果をおさめた。なお、記念造林の実績9,710haであった。

(3) 皇太子殿下御結婚記念植樹

昭和34(1959)年1月、国土緑化推進委員会は国の盛儀を祝福し、皇太子殿下御結婚記念植樹運動を提唱した。趣意書は、「皇太子

殿下御結婚記念植樹運動」として広く全国民の参加を得て、全国土を豊かな緑で覆って、森林資源の培養、水資源のかん養、国土の保全と美化を図り、健康で明るい日本国土の建設を図ろうとするものであった。この運動は、国民総参加の記念植樹の実現を目標としていたこと、あわせて、記念部分林の設定に特徴があった。

(4) 東京オリンピック開催記念植樹

昭和39(1964)年、アジア最初のオリンピックを記念して、国土緑化推進委員会では、オリンピック協力緑化バッジ募金、参加各国との種子の交換を内容とする「オリンピック協力緑化運動」を提唱、実施した。五輪マーク入りバッジ募金は国民の積極的な協力により650万円にのぼり、オリンピック国立競技場附属施設の緑化にあてられた。種子の交換については選手村で交換式が行われ、日本側からはスギ、アカマツ、トドマツ、クス、イチョウ、ミヤギノハギ等が、外国44ヶ国からは272種が寄贈された。受贈した種については水戸の育種場で養苗し、選手村跡地に建設された森林公園内に「オリンピック記念世界の森」として植付けられた。

(5) 緑の少年団活動の展開

① 緑の少年団の誕生

次代を担う若い人々の「心に木を植える」ことはきわめて重要であり、これまで学校植林運動等を通じて進めて来た。昭和35(1960)年、次代を担う青少年に対するこれら運動を引き継ぎさらに発展させるため、国土緑化推進委員会第10回総会においてグリーンスカウトの結成を呼びかけたことが、「緑

の少年団」の誕生の端緒となった。

全国に向けた提唱文の中に、「グリーンスカウトの実践活動を通じ、緑化に関心を深め、緑化の重要性と社会的な意義を認識し、愛林・愛樹の心を養うこと」「この運動はあくまでも自主的な青少年活動の一部として行われるもので、単なる労働奉仕であったり、他人から強制されたりする運動でもない」と述べられている。残念ながら“このグリーンスカウト構想”は当時のボーイスカウト連盟関係者から“スカウト”という言葉は使用しないようにとの注意があり、断念しなければならない結果となった。

緑の少年団が実際に全国各地に誕生したのは、昭和40年代にはいつてからである。昭和44(1969)年に秋田県から「緑の少年団の結成について」の提案がなされ、これを国土緑化推進委員会が取り上げることとなった。すなわち、昭和45年度の事業計画において森林愛護団体の活動に対する助成が掲上され、改めて緑の少年団の結成への積極的取り組みがはじまった。

昭和48(1973)年には緑の少年団指導者研修が実施され、昭和50(1975)年には林野庁「緑の少年団育成強化方針」も出され、少年団関係予算がほぼ倍増することとなった。さらに昭和51年度から、全国緑の少年団活動発表大会の開催に対し助成措置がとられ、緑の少年団活動は質、量ともに大きな前進をみることとなった。その結成状況を数字としてみると、昭和50年には200余団、51年300余団、52年には400余団とこの時期毎年100団づつ増加し、54年には679団、53,557名となり、力強い運動へと成長することとなった。

② 拡がりと多様性をましてきた緑の少年団

緑の少年団はその誕生の経緯から、構成員の範囲、人員、年齢等は一律ではなく、そのタイプも主として山村に行動拠点をもつもの、都市公園に拠点をもつもの、学校もしくは地域を単位として小学生だけのもの、中学生だけのもの、あるいは両者をあわせもつもの、高校生を含めたものなど多様である。

少年団の活動も多様であり、団数が500団体を超えた昭和53～54年のデータでみると、最も多いのが「一般野外活動、学習（キャンプ、オリエンテーリング、写生会、植物調査、木の名札つけ等）」164団、ついで「奉仕活動（公園、道路の清掃）」134団、順に「森林愛護活動（森林パトロール、山火事防止活動、標示板の設置）」116団、「学校環境緑化」80団、「愛鳥活動」63団、「学校林活動」36団、「緑の羽根募金」12団……となっている。

また、緑の少年団の支援組織である「育成団体」は589団中278団で、その結成率は47%であった。さらに指導者についてみると589団に対し1,073名、1団体平均指導者数は1.8名であった。

これが56年には団数887、指導者2,226人と平均2.5名と濃密化がうかがえる。指導者の職制別をみると、教師1,210名、公務員430名、自営業（農林業を含む）299名、会社員146名、団体職員51名、無職47名、校長29名と、これまた極めて多様である。

③ 盛んになった交流会

緑の少年団が全国的に注目されるようになったのは第25回全国植樹祭（岩手県）に県下の少年団が参加してからである。揃いのユニホームで整然・はつらつと入場行進する少

年少女の姿は全国からの参加者1万数千名にさわやかな感動と鮮烈な印象を与えた。以後、緑の少年団は全国植樹祭そして全国育樹祭の奉仕団の主要メンバーとして大きな役割を果たすこととなった。各地方で活発な活動を行っている少年団の代表を数チーム選んで行う「活動発表大会」が全国育樹祭の併催行事となったのは昭和52(1977)年からである。

緑の少年団はそれぞれの団の目的に沿い独自の活動が基本であるが、地域内、あるいは他団体との交流を進めることも経験と情報の交換となり、相互研鑽が図られ、共同生活を通じての規律と協調精神を養うこと等からきわめて重要である。昭和54年の国際児童年の記念行事として「全国緑の少年団サマージャンボリー」が愛知青少年公園で全国から400名の参加の下で開催され、全国各地で交流会が活発に行われるようになった。

昭和56年からは全国緑の少年団交流会が定期的に開かれるようになり、活動発表会、自然観察会、キャンプファイヤーなどそれぞれ工夫をこらしたプログラムを組み、少年団の交流が深化して行った。

④ 安全対策の推進

緑の少年団活動の少なからぬ場面が野外でなされることから、少年たちの安全管理についてはとくに留意し、安全のための事前訓練の実施、安全確保のための計画と実行策の確保、問題が生じたときの臨機応変な処置、そして補償制度の導入が必要である。

国土緑化推進委員会では、昭和55年「緑の少年団安全会」を設けて安全に対する情報提供をはじめ、不幸にして事故があったときの補償を行うこととし、さらに昭和56年度

からは国庫補助を得て、緑の少年団の安全対策に取り組み、安全対策研究会の開催、「緑の少年団安全ニュース」の発行などを行った。健全な緑の少年団の育成には指導者の育成もきわめて重要であることから、これまでの森林愛護団体指導者研修会を「緑の少年団指導者研修」に切替えた。そこでは緑の少年団育成に関する考え方や具体的な方策についての情報交換が幅広く行われ、少年団の育成強化策として高く評価された。

⑤ 全国連盟の発足

緑の少年団は全国各地で緑化運動の若き担い手として大きな評価を得るまでに成長してきた。すなわち、全国植樹祭、育樹祭等の緑化運動の中心的行事に参加協力するとともに、緑の少年団全国大会で交流を深めるほか、それぞれの地域で緑の羽根募金運動などの奉仕活動、みどりの学習活動、森林レクリエーション活動等を通じて貴重な体験をつみ重ね、まさに次代を担う青少年としての期待を集めている。

平成元(1989)年にはそれまで各都道府県単位で組織され、活動して来た緑の少年団は「みどりの日」が制定されたのを機に全国の少年団と横のつながりを持つとうということで「全国緑の少年団連盟」が設立された。

以後様々な経過をたどりながら、多くの方々の指導と支援のもと、着実に緑の少年団の拡充と組織化が進み、平成12(2000)年には緑の少年団はその団数4,052団、団員数32万人を数えるまでに成長した。

3. 環境緑化がテーマの緑化運動

●概要

高度経済成長期に入って、日本は工業国家として飛躍的な発展を遂げた。しかし、一方ではその副産物として様々な公害問題も発生し始め、人々は改めて「清い水、きれいな空気、すがすがしい緑」といった自然の有り難さを認識するようになった。

この時期（昭和40年代）の緑化運動は、「環境緑化」という役割が高まり、より社会性の強い裾野の広い運動へと変化していった。緑化事業も学校、公園、街路、工場などの緑化が増えはじめた。特に環境問題の顕在化とこれに伴う自然保護運動の広がりを契機に森林のもつ公益的機能の高度発揮に対する国民の要請が高まった時期でもある。

(1) 時流に伴う運動体の整備

国土緑化推進委員会は、設置以来都道府県緑化推進委員会などの会費や寄付金で運営されていた。しかし、長年の公益活動の実績により国庫補助金の交付を受けることが認められたので、昭和42(1967)年社団法人となった。この40年代、林業経営は、外材の圧迫の下での森林資源充実とは裏腹に、停滞の陰りを著しくしていった。自然保護や国際化の進展に伴い、林業経営は50年代も引きつづき停滞を余儀なくされた。これに対処する抜本的財政措置として森林より利益を受ける者から応分の費用負担を求める水源税創設運動が政策要求として展開されたが、利水者の反対が強く創設にはいたらなかった。その代替

措置として森林側と利水側の双方が拠出し合う基金を設けることとなった。こうして昭和63(1988)年「緑と水の森林基金」が創設された。

一方、水源税創設運動が盛んに行われていた時期、国土緑化推進委員会に設置されていた「21世紀の^{みどり}森林づくり委員会（水上達三座長）」が21世紀に向けての森林のあり方を検討していたが、その結果として「国民参加の森林づくり運動」が提言され、昭和61(1986)年3月中曽根首相に手渡され、四全総にもその趣旨が盛り込まれた。

前述の「緑と水の森林基金」は国土緑化推進委員会に設置されることになったので、「委員会」は「機構」と改称し、組織の整備を行った。機構は国土緑化運動の新しい理念として「国民参加の森林づくり運動」を提唱し、森林基金の造成もその一環として位置付け、国民一人ひとりが可能な方法で森林づくりに参加するよう呼びかけた。森林基金は180億円を造成している。

さらに、平成7(1995)年には「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、名称も「緑の募金」と改められた。従来の「緑の羽根」は「国内の緑化」に限定していたが「海外の緑化」協力も可能となったこと及び中央団体としての国土緑化推進機構自体が緑の募金を行い、かつ募金による事業を実施出来ることとなり、機構はそれに伴う組織の整備を行っている。

(2) 環境保全に呼応する緑化活動の実践

この時期は、わが国の高度経済成長と急速な都市化が緑の減少を伴い、生活環境の悪化を招くこととなった。都市農村を問わず、国

土緑化による生活環境保全への国民的要請が著しく高まり、都市域における環境緑化は焦眉の急であった。さらに自然保護運動の進展、環境保全への高まりに呼応して国土緑化運動も市民の協力を得て実践力を伴うものへとシフトしていく時期でもあった。

① 明治百年記念植樹等

昭和43(1968)年は「明治」という年号が定められて百年に当たる。国際的視野で新世紀への歩みを確かなものにするため、各種の記念事業が実施された。第一にとりあげられたのが記念植林、明治の森等の国土緑化運動である。また、記念緑化の歌や「森林交響楽」の作曲は国土緑化推進委員会としては初めての試みであった。「記念部分林」「県民の森」または「森林公園」の建設等明治百年記念にふさわしい大規模な構想がたてられた。

また、都市周辺における環境緑化に対応するものとして、公共施設における記念植樹、家庭緑化、緑化スクールバス、苗木の即売会など多彩な行事が実施された。

この明治百年関連緑化は、自然休養林の設定、県民の森の造成、森林公園の建設、さらには市民参加型の緑化による環境改善の嚆矢となったと言えよう。

② 万博記念の森造成

昭和45(1970)年、大阪で開催された日本万国博覧会は、6,000万人の入場という国民皆参加のもと成功裡に終了した。この国民的一大イベント跡地の利用について国土緑化推進委員会では“記念の森”構想を早くから提唱し、その普及啓発に努めた。さいわい昭和50年、日本館周辺に「世界の森」として残すことが出来たが、生活環境保全がさげばれ

るこの時期、明治百年記念の森と共にエポックメイキングなことと評価される。「世界の森」造成に当たっては、万博参加国のうち20ヶ国から寄贈を受けた種子を使い植栽した。また、エキスポランドの隣に“日本の森”が展示されたが、この造成に当たっては国土緑化運動の一環として制定した「県木」が象徴的に使用された。

③ 発想豊かなもう一つの緑化活動

“明治百年記念の森”あるいは“万博記念の森”関連の緑化運動は国民運動としての性格を色濃く演出できた強力な普及啓発のツールと言える。これを補強・補完した、環境保全時代の緑化運動の一端を以下に整理した。

- 昭和43(1968)年、皇居の一部二の丸庭園の一般開放を機に、委員会は知事会等との協力によりこの聖域に都道府県の木を記念植樹した(二の丸庭園記念植樹)。
- 明治百年を記念し、万葉集をヒントに黛敏郎作曲、緑の交声曲〈杜〉を作成した。NHKで放映され、レコードとして普及啓発に役だった(交声曲〈杜〉)。
- 昭和44年、国土緑化推進委員会初代常任委員長村上龍太郎氏の業績を記念して、代々木公園の一隅に「国土緑化記念碑」を建立(国土緑化記念碑)。
- 昭和46年、憲法発布30年記念事業として国会議事堂前に都道府県の木を記念植樹(国会議事堂前植樹)。
- 昭和48年、公害対策、環境保全等の高まりに呼応して日本経済新聞社が国土緑化キャンペーンを3ヶ年、44回にわたり実施(新聞紙上緑化キャンペーン)。
- 昭和48年、日産自動車(株)の申し出に

より「県民の森」を対象とした記念植樹キャンペーンを実施。これが国土緑化推進委員会の特定公益増進法人の認定団体認定の契機となった(日産グリーンキャンペーン)。

- 昭和49年、信託法施行50周年を記念し、(社)信託協会から寄付の申し出があり、前例にならって学園緑化に使用(信託協会グリーンキャンペーン)。

(3) 市民による緑化活動

昭和30年代半から40年代にかけての高度経済成長は、わが国社会経済の目覚ましい発展をもたらした。反面、都市への人口集中、産業の集中等、高密度社会を形成することとなり、生活環境の悪化を招くこととなった。昭和40年代後半からは公害問題、住宅産業の進出とあいまって、住みよい環境づくりのため、公園、道路等の環境緑化がクローズアップされ、市民意識が少しずつ高まりをみせて来た。

国土緑化推進委員会では、このような時代の変化に対応して一般市民を対象に国土緑化の重要性を植樹等を通じて理解していただき、緑を守り、育てる運動の輪を拡げた。その一環として、苗木配布会、記念植樹、みんなの森造成等市民参加型の緑化運動の環境を整える事業を実施した。

① 苗木配布会等

国土緑化の要諦は、国民運動としての拡がり、植樹・育樹という実践力と言える。環境緑化の重要性が叫ばれているこの時期、環境に一番敏感な市民層を国土緑化運動、就中、植樹という実践へ参加・促進させる時期でも

あった。

昭和46(1971)年、市民による植樹機会を創出するため、環境緑化用苗木を一般市民へ無償で配布した。これは林野庁主催の山火事防止運動の一環としてスタートしたものであるが、年々工夫をこらし、現在のみどりの感謝祭へと連っている。

昭和48年から一般市民のより一層の環境緑化思想の高揚を図るため、個別の様々な記念植樹に助成した。この事業の対象者は、一般市民の他、こども会、町内会等とし、公園や市町村の公有地に出生、結婚、進級、卒業等を記念して植樹が実施された。補助事業としては52年で終了しているが、この種の記念植樹はいろいろな分野において継続実施されている。

② みんなの森造成

国土緑化推進委員会が行った市民緑化活動は、これまでの苗木配布会、記念植樹とどちらかという個人を対象とした環境緑化とその普及啓蒙を目的として実施してきた。

昭和53(1978)年から実施した「みんなの森」造成は点から面への転換で、一般市民自らが緑化運動に参画し生活環境を改善していく運動と言える。自治会、婦人会、PTA等地域住民を実施主体とし、「みんなの森」の造成地は、町内会の緑の広場、地区公園、鎮守の森等公共のために開放された空間が対象地となった。この事業の経費は1ヶ所30万円(苗木代等)とし、その1/3を助成し、残り2/3は緑の羽根募金活動等により調達されるという特徴を有している。

もう一つの特徴として植栽後の保護管理を引きつづき実施主体が行うこととなるので、

地域社会の緑づくりに協調心と連帯感を養い、その結果よりよい自然環境を後世に引き継ぐこととなった。まさに地域ぐるみの国土緑化運動と言える。

③ ふるさとの森造成

「ふるさとの森」造成事業は、都会に住む人々に対して、分収契約の締結という型で林業経営に参加していただくとする試みである。森林を所有する喜びとともに、自然に親しみ、山村に住む人々との交流の機会を持てるような、いわゆるふるさとの機能をもった森林を造ろうというものである。

都市住民の投資を通じての林業への参画は、森林・林業に対する理解をより深め、山村と都市との連帯感の強化にもなるばかりでなく、緑化思想の高揚ということからもきわめて重要である。この事業は「特定分収契約設定促進特別事業」として都道府県が実施主体になり実践的に行われてきたが、昭和56(1981)年からその普及啓蒙を国土緑化推進委員会が実施することとなった。すなわち、「特定森林造成活動推進事業」としてふるさとの森造成が適正円滑に行われるよう実施についての助言を行うほか、資料の提供、講習会の開催、広報誌の発行、照会・相談等への対応である。

(4) 都市緑化の推進

都市の過密化、周辺地域の急速な都市化は激しい緑の減少をもたらし、生活環境の悪化を招いた。“環境緑化”は国民共通の社会資本であり、官民上げて取り組まねばならない時代的課題であるとの認識が高まった。このような背景のもと、昭和48(1973)年実効の

ある国土緑化、就中、環境緑化の実践的推進機関として、「財団法人日本緑化センター」が誕生した。

国土緑化推進委員会の緑化運動のうち、一部都市緑化の推進を担うこととなったこの財団の業務は、都市緑化に関する総合的調査研究、技術開発、情報の収集・提供ならびにその成果にもとづく緑化思想、新技術の普及指導等と設立趣意書に唱われている。

4. 国民参加の森林づくり運動

●概要

戦後の緑化運動の成果である1,000万ha近い人工林の出現に伴い森林造成の成否を左右する育林技術の重要性が叫ばれ、全国育樹祭が新たに開催された時期である。また、この時期に入ると日本の経済・社会は成熟化を迎え、人々の価値観やライフスタイルの変化に伴って、森林・緑に対する国民の期待や要請もこれまで以上に多様化、高度化する兆しを見せはじめた。その一方で山村経済の疲弊という問題も深刻化し、林業者だけでは国民の期待に応えるような森林づくりが困難という状態に立ち到った。抜本的財政措置として森林より利益を受けるものから応分の費用負担を求める水源税創設運動が展開されたが、利水者の反対が強く創設に到らなかった。

一方同時期、国土緑化推進委員会に設置された「21世紀の森林づくり委員会」から「国民参加の森林づくり運動」が提言され、四全総にもその趣旨が盛り込まれた。

かくて、国民一人一人が自分の問題として森林づくりに取り組む「国民参加の森林づくり」

の必要性が大きなテーマとして浮上してきた。

(1) 全国育樹祭の開催

全国植樹祭や緑の羽根募金等を通じ戦後の国土緑化運動は急速に進展し、わが国の人工林面積は1,000万ha近くになった。折角の植栽木を健全な森林に育て上げるためには下刈、除伐、間伐等の育林・保育の実践が不可欠であるが、この頃の経済社会情勢から森林造成に必須のこの育林が必ずしも十分に行われているとは言えない実情にあった。

森林造成における育林の重要性を啓発し、新しい森林愛護運動を実践することの重要性が各地で叫ばれた。そこで、「この気運」を運動として盛り上げるために、春の植樹祭と並んで秋は「育樹祭」を開催する計画が樹てられ、国土緑化推進委員会は昭和51(1976)年からこれを実行に移した。その試みは、同年11月6、7日の両日、第8回全国植樹祭地において、同委員会と岐阜県の共催によって「全国育林祭」として挙行された。この時集まった全国の関係者の意向を容れて、翌52年からこれを「育樹祭」と命名して、継続的に実施する方針が定まった。そして、これには皇太子同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、委員会最高顧問である参議院議長が大会会長として実行を統裁することとなった。第1回の全国育樹祭は大分県で開催されたが、育樹祭の付帯行事として毎回、育林技術交流会を催すこととなった。後に全国緑の少年団活動発表大会が加わり、育樹祭を盛りあげている。

育樹祭の開催地としては原則既往の全国植樹祭の地が選ばれ、両陛下お手植えの樹をはじめ参加者の奉仕した植樹の成果を観察して

更に充実するという意義が備わった。行われる作業は、植栽木の林齢、生育状況に即して、枝打、間伐、施肥等適切な項目が選ばれている。この行事への皇太子御夫妻のご臨席は12年間継続した後、平成元(1989)年には新皇太子殿下をお迎えした。

国土緑化運動の一大成果である1,000万haに及ぶ人工林の育成整備は森林・林業の不振を背景に、最大の政策課題であり、全国育樹祭の役割はますます重要となった。

(2) 緑化推進連絡会議

近年の国民の緑の量的、質的向上を求める要請に鑑み、政府は昭和58(1983)年、国土緑化に係る行政機関間の相互の緊密な連絡を図り、もって、総合的な緑化政策を推進するため、総理府に「緑化推進連絡会議」(議長、内閣官房長官)を設置した。これにより、各省庁の緑化推進策は会議の下で統合化され、政府一丸となった政策として整序された。特に、市町村—地域社会—国民というパイプを活用することによって“緑化”に対し、国民が広く協力しうる条件を確保し、緑豊かな地域社会づくりが提唱された。

これに呼応して林野庁では「緑と花で結ぶむらとまち運動」、建設省では「まちの森」、[並木のみち]づくり、環境庁では「小鳥がさえずる森づくり」がそれぞれ主唱・実施され、地域社会を通じて国民が緑化運動に参加しうる方法を工夫した。“緑化”を、樹木・森林・花、文化、歴史と幅広いものとしてとらえ、緑豊かな地域づくりに連動させ、さらには、国民参加の森林づくりの契機となった緑化推進連絡会議の設置は、国土緑化運動史

のなかでも特筆すべき事項である。その他、“緑化宝くじ”“緑の募金運動の積極化”など財源問題にも踏みこんだ。

昭和59年、分収造林特別措置法の一部改正が行われ、分収育林に関する法的制度が整備された。これまで市町村を核として進められてきた「ふれあいの森」づくりが森林所有者にも広げられ、費用を分担する都市住民と森林所有者の森林共同経営が増加・定着することとなった。これにより都市住民が森林の恩恵を直接体験・参加できることとなり、“国民参加の森林”づくりという緑化運動理念が浸透することとなった。

この59年には、「全国緑化推進委員会連絡協議会」が組織され、国土緑化推進委員会と都道府県各委員会とが、それぞれが有する緑化運動に関する知見を交換し、連絡・協調しながら共同の任務である国土緑化推進運動の一層の発展を図ることとした。

(3) 21世紀の森林^{みどり}づくり委員会の提言

熱帯林の急激な減少や酸性雨等世界的な規模での森林の減少・劣化に対処するため、FAOは、昭和60(1985)年を国際森林年と定め、地球的な森林の普及啓発運動を提唱し、世界各地でいろいろなキャンペーンが実施された。一方、国内的には林業生産活動の停滞や山村地域の過疎・高齢化が経常化するなか森林の管理もままならず、その管理水準の低下が憂慮され、森林・林業は危機的状況を迎えることとなった。

このような国内外の情勢や21世紀の安全で快適な国土の骨格をなす森林の管理のあるべき姿について幅広い見地から検討いただく

「21世紀の^{みどり}森林づくり委員会（座長，水上達三）」が60年3月，国土緑化推進委員会内に設置されることになった。1年間の調査審議を重ね，“21世紀の森林づくり”のため国民一人ひとりがそれぞれの立場，可能な方法で森林づくりに参加する国民運動が提唱された。

（提言要旨）

(1) すなわち，「21世紀の我が国の安全で快適な生活のためには，森林はなくてはならない国民共通の財産である。活力ある森林の育成・管理は，もはや山村や林業の問題を超えた国民全体の課題であり，国民一人ひとりが森林問題を自分のものとして，それぞれの立場，可能な方法で『森林づくり』に参加すべき時機である。」としている。

また，「私たち人類の共通財産とも言うべき森林の育成管理は，国や自治体そして林業者や山村の人々だけにまかせておくべきでないを考える。」としている。

(2) 一方，この“国民参加の森林づくり”の条件整備として「国民理解の浸透」，「情報の活用」，「指導者の確保」，「資金の調達」，「企画運営の改善」，「PR活動」等の各項目をあげ，「盛り上がりつつある国民の森林づくり参加の意欲を助長・定着させるため，民間レベルの中核的な体制整備が必要である。」としている。

(3) しかし，「このような活動がボランティア的なものだけでは，現在の森林・林業の危機を救えるものではない。これからの森林の育成管理に万全を期すためには，21世紀に向けての新しい観点から森林と国土をめぐる社会的・経済的な制度，あるいは仕

組みの在り方を検討すべきである。」としている。

この提言は，中曽根康弘内閣総理大臣に趣旨説明を行うとともに，第4次全国総合開発計画（四全総）の中におりこまれるよう要請活動が行われた。この提言がその後の森林・林業政策の各分野において比重を増したことは，緑化運動論として国土緑化推進委員会から発信されたもの以上の成果であった。

この運動論としての「国民参加の森林づくり」が，水源税創設運動，これにつづく緑と水の森林基金の造成運動，平成7年の「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」制定へと新しい時代の国土緑化政策の理論的裏付けとなったことはこの提言の先見性と評価される。この時期以降，それぞれの立場で，それぞれの可能な方法での国民参加の方式は発展改善され，多様性と機動力に富む森林ボランティアの定着へと拡っていく。国民参加システムとしては，分収育林等投資型，緑の羽根等募金型，水源基金等の応益分担型，トラスト，フィランソロフィー，インストラクター，ボランティア……と横文字が続くこととなる。

（4）緑と水の森林基金

国民参加の森林づくりを推進するシステムとして，「緑と水の森林基金」が創設されたのは昭和63(1988)年3月である。これを機に，(社)国土緑化推進委員会を(社)国土緑化推進機構へと改組，緑化運動のナショナルセンターの性格を具備する組織としてスタートした。

① 基金創設の背景

この森林基金創設の直接的な契機は、「応益分担による森づくり」を実現するため、森林整備により利益を受ける者に対する課税として、昭和60年度に林野庁が政策要求した「水源税」構想である。すなわち、都市住民等を含む利水者から必要最小限の費用負担を求め、水源地帯の森林整備にあてる特別財源としての水源税の要求である。これは、61年、林野庁の水源税構想と、建設省が前年制度改正を試みた流水占用料構想とが1本化され、「森林・河川緊急整備税」として創設要求がなされた。二年間にわたって、精力的な運動を展開したが、財界・水道関係者からの反対にあい、また、シャープ税制改革との関連もあり、税の実現は見送られた。

しかしながら、二年間におよぶ創設運動は森林整備の重要性を国民に訴えるという一大森林啓発運動となり、国民の間に“森林・林業”への関心がこれまでになく高まり、国民参加の森林づくり気運を一気に高揚しえた事は大きな財産となった。その結果、昭和62年度税制改革大綱において、公共事業予算において十分配慮するとともに、森林・河川整備のため、利水者等からも拠出を求め、税の身替りとして「基金」を創設することが決定された。

昭和62年1月、林野庁に「森林整備基金設立対策本部」が設置され、自民党、関係業界、関係省庁、都道府県等の精力的な協議が行われた。その結果、(社)国土緑化推進委員会を(社)国土緑化推進機構に改組し、同機構のなかに「緑と水の森林基金」を設置することとした。また、国土緑化推進機構に学識経験者、関係業界、行政機関などで構成される「緑と

水の森林基金運営審議会」を設置し、基金の管理運営に関する重要事項を審議することとなった。

② 森林基金の概要

森林基金は、森林河川緊急整備税創設運動の経緯を踏まえ、国民各層、企業等からの任意の拠出により、昭和63年度から5年間で200億円を造成し、その運用益により、国民参加の森林づくりを推進しようとするものである。森林基金は林業関係者の長年の悲願である応益分担の思想を受け継いだものであり、より積極的に森林と国民を結びつけるシステムとして機能させることが課題となった。

政府も基金造成を積極的に支援するため、63年4月「森林基金による事業が円滑に展開されるよう関係行政機関は必要な協力を行う」旨の閣議了解を行うと共に、森林基金への拠出金は指定寄付金として免税措置が講ぜられることとなった。

基金の使途については、自民党、関係省庁との協議に基づき、森林整備等に関する調査、研究、啓蒙、普及等と限定された。水源税構想では、水源地帯の整備財源として年間500億円、10年間5,000億円という規模を措定していたので、基金の200億円は、いわゆる森林整備というハード事業ではなく、ソフト事業に限定されることとなった。

③ 募金体制と普及啓蒙

基金の目標額200億円の半分100億円は森林の受益者である通産省サイドの企業、団体から、また残り100億は、農林水産省サイドの企業、団体および一般国民から拠金を募ることとなった。緑の羽根募金のノウ・ハウはあるものの、オーダーが異なることから、別

途募金体制を整備構築する必要があった。基本的には国土緑化推進機構及び地方緑化推進委員会が行う募金活動に林野庁等の行政機関、林業関係団体が全面的に協力するかたちとなった。

具体的には、中央レベルでは林野庁次長を本部長とする「森林基金推進本部」を、中央団体の役員で構成される「中央世話人会」をそれぞれ設置した。その下に実働部隊としての「中央募金実行委員会」を組織し、銀行、証券、運輸、観光、食品等14部門を定め、汗を流した募金活動を行った。

募金活動そのものが、森林・林業の普及啓蒙運動であり新しい型の国土緑化運動であるとの認識の下、組織的積極的募金活動が行われた。シンボルマークの公募、チャリティーコンサート等創意工夫をこらした普及啓発が行われたが、歌手北島三郎のヒット曲「年輪」も特記すべき普及啓発であった。

④ 募金実績

「隗^{かい}より始めよ」で始まった林業関係者の職場募金が起爆剤となって、電気事業連合会等の水の受益企業からの拠金を誘発し、計画的に基金造成がスタートした。ちなみに初年度の造成額は23億円であった。

その後2年間の「指定寄付金」の延長があったが、7年間で180億円の基金造成をみるに到った。

(5) 全国緑化キャンペーン

毎年3月から5月にかけて、みどり前線の北上に合わせるように「全国緑化キャンペーン」として様々な緑化に関する催しが全国各地で開催されている。

このキャンペーンは、昭和62(1987)年水源税創設運動等を背景に、高まりをみせる緑に対する国民の関心を「国民参加の森林づくり」に集中的に結びつけるために開始された。以降、国土緑化推進委員会と都道府県緑化推進委員会の共同事業として、アイドルキャラクター「ドングリ君」出演のグリーンコンサートなど、多彩な緑化行事を通じ、国民参加の森林づくりへの意識と行動を呼び起こす継続的キャンペーンを実施している。

特に、「みどりの週間」中には「緑との出会い、緑とのふれあい、緑への感謝」を統一テーマとした各種緑化行事を行うこととし、当該週間のフィナーレを飾るため、4月29日に秋篠宮同妃両殿下をお招きして「森と花の祭典—みどりの感謝祭」を開催している。

5. 新たなる国土緑化運動

●概要

現代の国土緑化運動は「国民参加の森林づくり」あるいは「緑のボランティア文化社会」の実現という21世紀に向けた大テーマを抱えて新たな段階を迎えようとしている。

わが国の緑化運動に生涯深いご理解を示された昭和天皇のご遺業を讃えて毎年4月29日が「みどりの日」として国民の祝日に制定されたほか、「みどりの週間」の設定が閣議了解されるなど、国民の森林・緑の関心をさらに高めるような記念すべき動きが見られた。

全国植樹祭は平成5(1993)年の沖縄開催をもって全都道府県を一巡した。兵庫県から始まった二巡目では21世紀に向かう新たな装いを凝^{こら}して国民運動の象徴行事としての意義

をその伝統的重みに加えつつある。

また、平成7(1995)年には「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、50年の歴史を経た緑の羽根募金が法的に制度化され、名称も「緑の募金」と改められた。

国土緑化推進機構は、募金法制定に伴う運動戦略として、森林ボランティアの育成、100万人を目標とする緑の協力員のネットワーク形成、地域グリーンプランの策定、さらに新分野としての国際緑化への貢献など多様な項目を選定し、新時代に即応する意欲的展開を図ることとなった。

(1) 国民の祝日・みどりの日の制定

昭和64(1989)年1月、昭和天皇御崩御により年号が平成と改まったが、天皇誕生日であった4月29日を国民の祝日とすることが決まった。祝日の名称を何とするかについてはいくつかの案が取り沙汰されたが、植樹と祝日とを結びつける発想はきわめて国民になじみやすいものがあり、森林・林業関係諸団体一致の主張が容れられて、それを“みどりの日”とすることが定まった。時期が陽春のさ中の植樹の季節であり、かつ昭和23(1948)年以来、40回に^{わた}互って植樹祭にご臨席いただいた昭和天皇の御遺徳にあやかる上で最もふさわしい命名であった。平成元(1989)年の第1回の「みどりの日」の行事は、立川の国営昭和記念公園に両陛下をお迎えして各省庁・諸団体の共催によって行われた。平成2年には、この日に「みどりの感謝祭」を催すこととなり、礼宮文仁親王を名誉総裁として農林水産省、国土緑化推進機構、東京

都などの共催によって行事が行われた。また、この日の表彰として「みどりの文化賞」が制定され、故徳川宗敬氏が第1回の受賞者となった。

また、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第5号)により、国民の祝日として「みどりの日」が制定されたことに伴い、その趣旨を広く普及し、国民の関心と理解を一層深めるため、閣議了解事項として「みどりの週間」が設けられた。

「みどりの週間」は毎年、4月23日から4月29日までの一週間とし、この週において地方公共団体及び一般の協力を得て「みどり」に関する各種行事が全国的に実施されている。

(2) 新たな緑化運動—緑の募金—

① 緑の募金法の制定

全国植樹祭や緑の羽根募金に代表される国土緑化運動のこれまでの着実かつ継続的な展開によって国民の森林・緑に対する関心はとみに高まりを見せた。特記すべきことは平成4(1992)年の地球サミットで「森林の原則声明」が合意されるなど、森林・緑は「人類共通の財産」との認識が文字通りグローバルなレベルで高まった。また、林業白書における森林機能の外部経済効果39兆円の国会報告、さらには平成6年夏の異常渇水等は、改めて国民生活と森林の関係を考える契機を与えることとなった。

このような緑に対する国民的エネルギーを背景に平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、「地球を救え緑の募金」をスローガンとした新たな国土緑化運動が始まった。換言すれば、森林に対する国民の期待に対し、引き続き政府に

よる林業政策の充実は行うものの、その財源確保を多様なチャンネルを通して行うことも必要であることから、緑の羽根募金を発展拡大することとなった。すなわち、「緑の羽根」も「赤い羽根」並みに法的根拠が付与されたわけである。

この法律第3条（基本理念）において「森林整備等は、……国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。」と規定されているように、これまでの国土緑化運動の理念である「国民参加の森林づくり」が法律制度として裏付けされたとも言える。まさに、新たな国土緑化運動の開始である。「緑の羽根」の場合は、身の廻りの緑化実践、緑化思想の高揚が中心であったが、この法律の制定により募金の目的には、「森林整備」、「緑化推進」、「国際協力」が付加された。

② 国民運動の開始

「緑の募金法」制定の意図は、「募金基盤の整備」と「募金活動の多様化」にあるが、単なる寄付金の募集にとどまらず、森林ボランティアの育成強化を図り、社会に活力と潤いを与えることも意図した。国土緑化推進機構は、これを緑化運動論上、「緑のボランティア文化社会の実現」と規定した。すなわち、「国民の誰もが、何処でも、何時でも自主的に森林づくりに参加できる」よう国民のボランティア意識を啓発し、緑のボランティア活動の文化的風土を形成するための国民運動を展開することとなった。ここに、国土緑化推進機構は運動展開のナショナルセンターであり、「緑の募金」は運動展開の推進エンジンと位置付けられた。

「緑の募金」そのものを一大国民運動とす

るためには、これまでの手法に創意工夫をこらし、わかりやすさ、日常性、スクープ性、さらには、リピート性をも加味することが必要不可欠となった。

③ 緑の協力員とグリーンプラン

これまでの募金活動は奉仕員の献身的な行動に支えられてきたが、緑の募金活動を国民運動とするため、支援組織が必要である。これまでの奉仕員をかえて「緑の協力員」とし、「国民に対する緑の解説者」として委嘱する「緑の協力員100万人配置計画」をスタートさせた。緑の協力員は、地域への募金要請を行うとともにこれを活用した地域の緑化計画「グリーンプラン」を提案できる。これを地域に提示することにより緑の募金の社会性、文化性をアピールし、同時に「募金」の求心力を高める戦略を採用している。

④ 「緑の募金法」制定記念の森造成

「緑の募金」を国民運動として健全に発展させるためには、「募金事業」をどのように展開し、アピールするかきわめて重要なファクターである。

このため法律制定を記念して、新しい運動論として掲げた「緑のボランティア文化社会」を具現しうる「記念の森」を造成することとした。この「森」は国民の自発的な協力による森づくり気運を助長発展させる「実践フィールド」の性格をあわせもつものとして計画された。

平成8(1996)年、東京営林局平塚営林署管内に設置した「フォレスト21」で計画立案、ボランティア募集、一連の作業を全てボランティアの裁量に委ねるいわゆる「ボランティアによる」「ボランティアのための」「ボラン

ティアの」森づくりである。

もう一つは、平成9年、国土緑化運動史上初めての国際緑化協力の記念に熱帯林のメッカ、アマゾン河口ベレン市郊外に設定した天然林500haの「日伯友好の森」である。いずれも森林ボランティアの活動拠点として機能しうよう、また、情報を発信し、交換し、ネットワーク構築の要となるよう計画立案されている。

(3) 森林ボランティアの台頭

昭和61(1986)年、「21世紀の^{みどり}森林づくり委員会」から「国民参加の森林づくり」が提言され、その後の緑化運動の基本指針となった。

国民参加、森林ボランティアの源流をたどれば、昭和25(1950)年から始まった「緑の羽根募金」、40年代の苗木無償配付会、50年代に始まった山村と都市との「交流」を契機とする「緑のオーナー」、「樹のホームステイ」をあげることが出来る。

平成7(1995)年「緑の募金法」が制定されるにおよんで、森林ボランティアが緑化運動の舞台はもとより、森林行政のなかに大きな地位を確保することとなった。これまでも除草剤の空中散布をきっかけに昭和49(1974)年富山で始まった「草刈十字軍」、あるいは雪害木の整理のために東京の山に入った「浜仲間の会」など「林業ボランティア」、「レジャー林業」が全国各地に芽ばえていたこともあった。

国民参加の森林づくり運動としての「森林ボランティア」が社会的に注目され、初めて林業白書にとりあげられたのは昭和61(1986)年であった。約10年が経過して平成

8(1996)年度の林業白書では独立した項目として森林ボランティア活動が取上げられ、280団体、30,000人が活躍している旨記述されている。

一般の市民等がボランティア活動を通じ森林整備に直接参加することは、森林整備に支援・協力する以上に森林や林業に対する理解の促進すなわち実践的国土緑化運動を推進するうえでも極めて重要である。

広がりを見せる森林ボランティア活動であるが、他の市民活動と同様多くの課題、悩みをかかえていることも事実である。平成9(1997)年林野庁が実施したアンケート調査によると、特に苦勞している項目として、参加者の確保、資金の確保、安全の確保、そして指導者の養成・確保をあげている。

もともと森林の育成は数十年という歳月を必要とする。森林ボランティアについても市民、森林所有者、企業、行政など関係する人々が相互間のネットワーク作りにつとめ、長期的視野のもとその活動を支援しあうて行くことが必要である。森林の保全が人類共通の課題となっている今日、今後、国内での緑化活動の経験を生かしてその延長線上で、海外での森づくりに取り組む森林ボランティアも多く見られるようになると思われる。

(4) 国際緑化

平成4(1992)年リオ・デ・ジャネイロで開催されたいわゆる「地球サミット」において「森林の原則声明」が発出され、持続的な森林経営のルールとともに国際的な緑化推進が^{うた}謳われた。

これに関連し、わが国の総理大臣は次のよ

うに演説することとなっていた。「……森林に関する原則声明については、我が国はこれを行動に移していくよう努力します。我が国は国民運動を通じ、国土の緑化にとりくんできたので、この経験を世界の緑化に役立てたいと思います。」（実際は国会日程の関係で出席出来ず、公式文書として記録された。）植樹祭等の我が国の国土緑化運動のノウハウを世界の緑化に役立てることを総理自らが宣言したことは、緑化関係者にとって最大の財産となった。

その後、世界各地で地球サミットのフォローとして、森林・林業分野のODAの見直し等が行われた。このような中、平成7年「緑の募金法」が制定され、その第2条第1項第3号に「森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力」が規定された。これまでの国土緑化運動はどちらかという国内に限定されていたが、これにより海外における緑化についても募金事業として推進することとなったわけで、国土緑化運動史上エポックメイキングなことであった。おりしも、平成9(1997)年12月の地球温暖化防止京都会議の開催を契機に森林の有するCO₂固定機能が改めて評価され、森林の環境保全機能の重要性がグローバルな関心を集め、わが国のNGOの海外での行動の活況をもたらした。

平成11(1999)年11月19日、中国国内で植林

緑化事業を進めている中国の民間団体等に対して我が国の民間団体等が行う協力を推進するため、我が国と中華人民共和国との政府間で国際約束が締結され、日中民間緑化協力委員会が設置された。これに伴い、日中民間緑化協力委員会の事務局である日中緑化交流基金が設置され、今後の運営管理を国土緑化運動のノウハウを有する(社)国土緑化推進機構が支援することとなった。平成12(2000)年12月現在、長江、黄河流域等において23のプロジェクトが開始されており、わが国のノウハウをもとに中国で進められているこれら緑化運動を積極的に協力支援することとなった。

今でも進行している熱帯林の減少、酸性雨被害による温帯林の劣化等、世界の森林の現状は国際森林年の昭和60(1985)年当時と比し大きな変化はみられない。むしろ地球温暖化問題も顕在化し、状況はクリティカルと言える。国土緑化推進の50年は日本の国内運動であったけれども、これからは世界各地の運動と手を結ぶことが必要である。世界を緑で結んでいくことにより、平和で、豊かで、健康な生活を約束出来る“緑”は、まさに安全のシンボルであり、平和の使徒ともいえるのである。50周年をひとくぎりに21世紀の世界に向けての運動が力強く始まることを期待したい。

第2章

(社)国土緑化推進機構の歩み

1. 組織・業務の変遷

(1) 国土緑化推進委員会の結成

第1章で詳述されているように、「国土保全に関する決議」(参議院)、「拳国造林に関する決議」(衆議院)さらに林業関係各団体の国土緑化に対する意欲的な取り組み等によって国土保全なかんづく国土緑化への気運が醸成され、林業関係者のみに止らず幅広い国民運動として国土緑化運動を展開するため、昭和25年1月30日、森林愛護連盟(昭和22年1月設立)を発展的に解消させ、「国土緑化推進委員会」が結成された。

本委員会の結成に当たっては日本林業協会が主催する「林業団体連絡懇談会」等において鋭意検討が重ねられ、井出一太郎、徳川宗敬、大村清一など10氏の世話人が中心となって設立の準備が進められた。そして、同日、参議院議員会館(尾崎記念会館横に所在、現在は道路。)において、設立総会が開かれ各

界各層の代表二百数十名全員の賛成を得て設立された。

国土緑化推進委員会は、国土緑化運動実施要領により設立されたものである。この要領は、「森林資源を造成し、国土の保全と水資源の涵養を図ると共に生活環境を緑化し、もって文化日本の再建に資するため、国土緑化の一大国民運動を展開する」ことを目的とし、「広く国民運動として独り山林のみならず、都市、職場、家庭等国土の全般に亘り全国的な緑化運動を促進する」ことを第一の方針とし、その総合推進を図るため中央及び地方の国土緑化推進委員会を組織すると定めている。

中央の国土緑化推進委員会は、国土緑化に関する総合企画及び実施に当たるものとし、衆議院議員、参議院議員、学識経験者、地方自治体代表者、関係団体代表者、報道機関代表者、その他本運動の趣旨に賛同する者、それぞれ若干名の委員で構成し、その中から委員長1名、副委員長若干名を選任し、委員中より委嘱された常任委員及び監査委員が運動

の推進及び実施に当たるものとされている。従って、当初の構成員には、衆参両院議員、学識経験者、林業関係各種団体、地方自治体、農水産団体、全日本観光連盟、学徒援護会、河川協会、家の光協会、写真文化協会、電気協会、しょうのう協会、ユネスコ協力会、都市連盟、日本青年団協議会、4Hクラブ、国立公園協会、各新聞社、さらに学校、宗教、交通経済、体育、文化（後に主婦連も参加）等民間の各種機関が参加し、農林省、文部省、運輸省、厚生省など政府機関も後援することになった。さらにこれら関係官庁においては、事務次官通達によって国土緑化運動に協力するよう地方の関係機関に指示するなど国土緑化運動が展開される基盤ができた。また、初代委員長には、幣原喜重郎衆議院議長が就任され、以来今日まで委員長（社団法人化後は会長）には、現職の衆議院議長を推戴している。

地方の国土緑化推進委員会は、中央に準ずるものとされており、中央の委員会の結成に呼応して昭和27年までに全都道府県に設立された。地方の委員会は、中央に準じて県議会議長又は知事（一部には県森林組合連合会会長）が委員長となり、下部組織として郡及び市区町村を単位とする支部を設けて、体制が整えられた。地方の委員会は、中央からの指示に従って運動を推進するほか、地方の実情に合わせて独自の活動を実施することとなった。

(2) 国土緑化推進委員会の社団法人化

国土緑化運動は、国民の手で国土に緑を還元させようとする純然たる国民運動であり、

民間の自主的な意志によって運動を展開していくという国土緑化運動の発足当初の趣旨から、昭和30年代までは、民間関係機関からの拠出金と緑の羽根募金による国民の浄財によって運動が進められてきた。しかしながら、国土緑化運動開始以来15年を経過し、社会経済情勢が大きく変わり、国土緑化運動という大事業を進めることは財政上極めて困難となってきた。一方、国土保全、拡大造林の促進、水需要の増大等に対処した緑化、各種公害に対応した生活環境の緑化、各種開発による新たな種類の災害に対処するための緑化、自然休養林など保健休養及び観光資源としての森林の機能を発揮させるための緑化などが強く要請されるようになってきた。このため、周東英雄日本林業協会会長はじめ関係者のご尽力により、昭和40年度から国庫補助金が交付されることになった。

このような情勢に対応し、また明治百年を迎えて記念の植樹行事が国の方針として推進されつつあるこの機会に、組織を強化し財政的基盤を安定させるため、法人化することとし、昭和42年8月2日、全国町村会館において解散総会が開かれ、続いて創立総会が開催された。これにより、昭和42年9月21日、農林省所管の社団法人（公益法人）として認可された。

この改組に伴い、社団法人国土緑化推進委員会の組織体制は次のように改められた。

国土緑化推進委員会の最大の行事である植樹行事ならびに国土緑化大会（全国植樹祭）の最高責任者は第1回大会から衆議院議長である会長が当たることとなっており、社団法人化によっても変わることはないことから、

定款上、会長を置き、会長は「衆議院議長を推戴する」と規定した。

業務執行体制については、一般会務は理事長が統轄し、副理事長、専務理事が補佐することとした。

その後、昭和49年2月の定款変更により最高顧問が置かれることとなり、最高顧問は「参議院議長を推戴する」と規定された。最高顧問は、昭和51年から始められた全国育樹祭（昭和51年は全国育林祭）の大会会長として大会を統轄していただいている。

次いで、昭和51年11月の定款変更により、各界各層の理解、協力を得るため理事の定数を10名増加し50名以内とし、あわせて、業務執行体制を強化するため、常務理事（1名）の新設と事務体制の明確化を定めた。

(3) 「緑と水の森林基金」の創設と国土緑化推進機構への改組

昭和63年3月、国民参加の森林づくりを推進するための「緑と水の森林基金」が創設された。「緑と水の森林基金」は、広く国民一般、企業等からの拠出により基金を造成し、この基金の運用益を財源として、森林資源の整備、利用等、調査研究、普及啓発等を実施しようとするものである。社団法人国土緑化推進委員会を本事業の推進母体とするため「国土緑化推進機構」に改組し、定款を変更（昭和63年3月31日認可）した。その概要は次のとおりである。（本章において、条文番号は、平成12年10月現在）

ア 名称の変更（第1条）

イ 新たな事業の追加（第4条第6号）

「緑と水の森林基金」による森林資源の整

備、利用等及び森林資源の整備を通じた水資源のかん養等に関する総合的な調査研究、普及啓発等並びにこれらに対する助成を、新たな事業として追加した。

ウ 業務方法書の作成、基金及び審議会の設置、勘定区分、基金の処分等（第5条、第7章、43条）

本基金の事業を適切に実施するため、業務方法書を作成するとともに、基金を設置する。本基金は、別勘定（森林基金特別会計）により区分経理し、その処分等については農林水産大臣及び通商産業大臣の承認事項とした。さらに、事業計画、予算・決算、その他重要事項について審議する機関として緑と水の森林基金運営審議会を設置することとした。

エ その他、基金の造成にあたって指定寄付金として税制上の優遇措置が図られたことから、解散の場合の残余財産の処分は、この造成に係る基金部分は国に寄附する（第51条）、などの条文改正が行われた。

森林基金制度の推進体制は、第1節に述べたとおり、「関係機関は必要な協力を行う」という閣議了解がなされ、中央では、林野庁には「森林基金推進本部」、また、林野関係団体においては「中央基金実行委員会」が設置され、都道府県においてもこれに準じた推進体制が設けられ、その全面的協力の下に、国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が募金活動を強力に実施することになった。

本機構においては、業務方法書を作成（昭和63年4月26日承認）し、緑と水の森林基金運営審議会を設置し第1回審議会を同年8月22日に開催した。

また、本機構（委員会）は昭和49年4月18日から特定公益増進法人として認定を受けていたが、森林基金への拠出金については、特に指定寄付金としての指定を受け（昭和63年4月28日）、拠出金についての免税措置が講ぜられ、平成7年4月27日まで継続された。なお、特定公益増進法人の認定は、その後も継続して現在に至っている。

(4) 緑の募金事業の実施

平成7年6月1日、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行された。この施行にともない、国土緑化推進機構は、同法の指定機関として「緑の募金」の事業を実施することにより、国民参加の森づくりのための新たな前進を図ることとなった。このため、定款の変更（平成7年9月14日認可）をはじめ、募金事業推進のための態勢の整備充実を図った。

定款変更の主要事項は、次のとおりである。

ア 目的の変更（第3条）

森林の整備又は緑化の推進に係る「国際貢献」の実施を追加した。

イ 新たな事業の追加（第4条第2号～4号）

①緑の募金の推進、寄附金及び交付金の管理、②森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力の実施、調査研究、森林整備等を行う者に対する交付金の交付、③推進委相互の連絡・業務調整、推進委に対する指導・助言等の事業を追加した。

ウ 運営協議会の設置、区分経理等（第6章、第43条第2項）

緑の募金の業務や寄附金の使途について適正な運営を図るため、運営協議会を設置

するとともに、特別の勘定（緑の募金特別会計）を設けて区分経理することとした。

「緑の募金」事業の推進のため、中央及び都道府県段階にそれぞれ推進体制が整備強化された。中央においては、林野庁に「緑の募金推進本部」が設置（平成7年5月）され、日本林業協会内に林業関係団体で構成された「緑の募金中央世話人会」が設けられ、さらに、「緑の協力員」制度を新設するなど、緑の募金事業の強力な推進を図ることとなった。

また、都道府県においては、緑化推進委員会の法人化を進めるとともに、市町村段階に至るまでの組織を整備強化することとした。都道府県緑化推進委員会は、平成7年4月現在法人化されたものは29道府県であったが、平成9年4月までにすべての都道府県で法人化された。

(5) 日中緑化協力委員会に対する支援事業の実施

平成11年7月に小淵内閣総理大臣が訪中時に、前年の大洪水に鑑み、全国的な緑化運動に取り組んでいる中華人民共和国に対し、民間ベースの協力を支援する方策として100億円規模の「緑化基金」を提案した。これに基づき、「日中民間緑化協力委員会の設置に関する日本政府と中華人民共和国政府との間の交換公文」の取極めが行われ、同委員会の事務局として「日中緑化交流基金」が設置された。

国土緑化推進機構は、同委員会からの要請に基づき、同基金の支援業務を行うこととなった。

このため、平成11年11月、定款を改正して「日中民間緑化協力委員会に対する支援」を事

業として追加（第4条第5号）するとともに、名誉会長を置き（第14条）、理事会で小淵恵三氏を推戴した。また、この支援事業を行うに当たり必要となる常務理事を増員した。なお、平成12年8月、名誉会長を廃止し特別顧問を置くこととし、野中広務氏を推戴した。

日中緑化交流基金は、上記の経緯から、その事務局長には国土緑化推進機構副理事長、事務局次長には同専務理事が就任している。

2. 業務執行体制

(1) 国土緑化推進委員会発足から社団法人化まで

先述のように、国土緑化推進委員会は、初代の委員長として幣原衆議院議長を推戴し、常任委員には多数の国会議員を擁して発足した。事務所は国会議事堂の1室に置くことになり、昭和25年から昭和36年8月末までここで執務した。数名の職員は殆どが日本林業協会の職員で兼務であった。

昭和36年9月、国立国会図書館の落成を機に同館4階に移り、昭和42年11月に砂防会館に移転するまで国会図書館内に事務所を置いた。

(2) 社団法人化以降

① 事務所

昭和42年8月、国土緑化推進委員会が社団法人化を目前に控え、国会図書館側から他に転出するよう要請があった。このため、徳川理事長は砂防会館の設立者である赤木正雄氏（農学博士・元参議院議員・元本会理事）に面談し交渉されたことにより、昭和42年11月に

現在の砂防会館に移転することができた。以後、館内での室の移転はあったが、今日に至っている。

② 事務局体制

社団法人化後の業務執行体制は、既述のように、会長に衆議院議長、最高顧問（昭和49年より）に参議院議長を推戴し、事務は理事長、副理事長、専務理事、常務理事（昭和51年新設）及び事務局員により行ってきた。

事務局は、昭和25年の委員会発足当初から少数で事務を行ってきたが、昭和40年以後、国庫補助金の交付、法人化後は事務監査、会計監査の受検、地方緑化推進委員会との連絡調整等のため、事務量が著しく増大し多忙を極めた。このような状況に対処して、昭和51年には、定款上、事務局を明定するとともに、常務理事を設置し、事務局長には専務理事が当たることとした。

その後の事務局体制の主なものあげると、昭和56年度には職員1名増員、昭和63年からの森林基金業務に対応して職員3名の増員、平成4年には常務理事1名の増員、平成7年の緑の募金法の制定に伴って常勤理事1名、職員2名の増員を行い、また、日中民間緑化協力委員会に対する支援等のため常務理事2名（平成12年8月）、職員1名（平成11年）を増員した。

3. 国土緑化推進機構の収入支出の推移

国土緑化推進委員会が法人化した昭和42年度以降の収入支出状況は、資料編に収録されているので、ご覧願いたい。ここでは、その

推移を概説する。

収入額は、昭和42年度2,700万円（うち国庫補助金790万円）であったが、昭和53年度には1億1,300万円、同60年度には2億2,100万円（うち国庫補助金1億3,900万円）となっており、支出額はほぼ収入額に見合った支出となっている。なお、この間、昭和47年度に日産グリーン・キャンペーン事業・信託協会キャンペーン事業のため1億6,500万円の寄付、昭和51・52年度に近畿圏造林奉仕事業のため約3,300万円の募金を受け、特別会計を設けて支出している。

昭和62年度に「森林基金特別会計」を設け、「緑と水の森林基金」への寄付及び事業に係る経理が行われることになった。平成12年6月末日の基金造成額は約182億円となり、平成11年度における事業等への支出額は、6億3,400万円となった。

平成3年度より国庫補助金のほか(財)全国競馬・畜産振興会からの助成金の交付を受けている。

また、平成7年度からは、「緑の募金特別会計」が設けられ、緑の募金等の管理、緑の募金事業に係る経理を行っている。